

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更等に伴う 工事及び業務の取扱いについて

令和5年6月28日

福島県入札監理課

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に位置づけられたことに伴い、今後の福島県発注工事及び業務（調査、設計及び測量等）の取扱いについては下記のとおりといたします。

記

1 工事又は業務の一時中止措置の取扱い

これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者から申し出がある場合に、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事や業務の一時中止措置等を行ってきたところです。

今後については、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザウイルス等の感染拡大により、工事等の継続が困難となった場合、受発注者間において一時中止や工期又は履行期間の延長等の対応に係る協議を行い、適切に対応してください。

2 工事及び業務の実施に当たっての感染拡大防止対策

工事及び業務の実施に当たっては、引き続き感染症等の感染拡大防止対策について適切に実施されるようお願いします。